

萩地区：許可基準の変更前後の比較表（個別の基準）変更点のみ

◎以下の許可基準に適合し、三島市に許可申請し、許可が出れば掲出可能

※赤字が変更点です。なお、以下はあくまで概要なので、詳しくはパンフレット等でご確認下さい。

種類	区分	項目	変更前 (第1種特別)	変更後① (第2種特別)	変更後② (第1種普通)
野立	自家	高さ	地上 10m 以下 (広告塔)	地上 15m 以下 (広告塔)	
	案内	面積	3㎡ 以内/1面 6㎡ 以内/合計		5㎡ 以内/1面 10㎡ 以内/合計
			≪5者以上の協同表示≫ 10㎡ 以内/1面 20㎡ 以内/合計		≪5者以上の協同表示≫ 15㎡ 以内/1面 30㎡ 以内/合計
一般	掲出	掲出不可 	掲出可 (30㎡以内/1面等)		
屋上	自家	高さ	建築物の高さの 2/3 以下かつ 5m 以下	建築物の高さの 2/3 以下かつ 10m 以下	
	案内	掲出	掲出不可 	掲出可 (30㎡以内/1建築物等)	
一般	一般	一般		掲出可 (30㎡以内/1建築物等)	
	案内	掲出	掲出不可 	掲出可 (20㎡以内/1面等)	
突出	自家	面積	20㎡ 以内/1面		規制なし
	案内	掲出	掲出不可 	掲出可 (20㎡以内/1面等)	
一般	一般	一般		掲出可 (20㎡以内/1面等)	
	案内	掲出	掲出不可 	掲出可 (≪壁面の1面 300㎡未満≫ 壁面の 1/5 以内又は15㎡以内等)	
壁面 塀	案内	掲出		掲出可 (≪壁面の1面 300㎡未満≫ 壁面の 1/5 以内又は15㎡以内等)	
	一般	一般		掲出可 (≪壁面の1面 300㎡未満≫ 壁面の 1/5 以内又は15㎡以内等)	

《規制地域：イメージ図》

規制が厳しい ← → 規制が緩やか			
特別規制地域		普通規制地域	
第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など	新幹線沿線や国道1号、東駿河湾環状道路沿線など	特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域	商業活動が活発な地域

《屋外広告物の区分の概要》

- 自家：自己の名称等を自己の事業所等に表示する屋外広告物
- 案内：道標、案内板等の屋外広告物
- 一般：自家広告物、案内広告物以外の屋外広告物
 例) 自己の敷地以外に掲出する、店舗PRのための看板 等